

1 件名 三浦市予防接種健康被害調査委員会条例の基本方針について

2 提案の根拠・理由

予防接種法第 15 条では、健康被害の救済措置として、予防接種を受けたものが、疾病にかかり、障害の状態となり、または死亡した場合には、当該疾病、障害、または死亡が予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定した時は、市町村長は給付を行うと規定されている。

また、市町村長は、予防接種による健康被害の適正かつ円滑な処理に資するため、予防接種健康被害調査委員会（以下「委員会」という。）を設けるものとされており、医学的な見地からの調査等を実施することを目的として委員会を設置するため、本条例を制定するものである。

3 条例の内容

(1) 設置の趣旨【第 1 条関係】

本市が実施する予防接種に起因する健康被害についての調査及び審議を行うため、委員会を設置するもの

(2) 委員会の所掌事項【第 2 条関係】

市長の諮問に応じ、予防接種により発生した健康被害の原因その他必要な事項について調査及び審議を行い、その結果を報告し、市長に意見を述べることができることとするもの

(3) 委員会を組織する委員【第 3 条及び第 4 条関係】

- ア 委員 予防接種による健康被害に関する専門の医師、三浦市医師会の会員である医師、行政職員による委員 6 人以内
- イ 任期 2 年間
- ウ 報酬等 委員の報酬及び費用弁償については、三浦市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 32 年三浦市条例第 14 号）の定めるところにより支給するもの

(4) 委員会の運営【第 5 条から第 7 条まで及び第 9 条】

委員会の会議について、主に次の事項を定めるもの

- ア 委員長は会務を総理し、会議を招集し議長となり、副委員長は委員長を補佐する。
- イ 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- ウ 委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- エ その他委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

4 施行期日 公布の日から施行する。

5 その他

(1) 招集の特例

条例施行後、最初に招集される会議は、市長が招集する。

(2) 三浦市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正委員の報酬の額について新たに規定するもの